

船橋市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、策定員が個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定すること、また、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職発0329第21号職業安定局長通知。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇児発0329第30号雇用均等・児童家庭局長及び平成平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知。）に基づく事業をいう。）や船橋市母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を行うとともにアフターケアを実施することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、生活保護受給者については対象としないものとする。

また、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、また、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。

(策定員について)

第3条 策定員の選定にあたっては、次に掲げる要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定する。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業の人事担当部局経験

者等就業に関する相談の知識・経験がある者

- (2) 母子家庭及び父子家庭の福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

(事業の内容等)

第4条 本事業は、個々の児童扶養手当受給者等の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々の児童扶養手当受給者等のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施する事業であるが、その内容は次のとおりである。

(1) 面接の実施

児童扶養手当受給者等に対し、あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、相談窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、母子・父子自立支援プログラム策定申込書（第1号様式）を提出した相談者から順次個別に面接を実施すること。

(2) プログラムについて

ア プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するために、相談後、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、子育て・生活支援から就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定する。

策定したプログラムは自立支援計画書（第2号様式）に記載する。自立支援計画書は下記の内容が明確に記載されるものであり、その他事項については必要に応じて記載するものであるが、本人のプライバシーに深く立ち入る内容とならないよう留意すること。

- (ア) 生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項

- (イ) 本人の自立・就業を阻害している要因及び課題
- (ウ) 自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容
- (エ) 自立目標
- (オ) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等に対する評価
- (カ) 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

なお、関係機関との連携により、自立支援計画書の策定前に支援内容の決定がなされた場合は、自立支援計画書の策定前に支援を実施して差し支えない。

イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。

さらに、策定にあたっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練及び生活保護受給者等就労自立促進事業等の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行う。

ウ 目標達成後のアフターケアの実施

策定員は、ひとり親が自立した状況を維持するためには、プログラムで設定した目標を達成した後についても、定期的な面談等により、就業状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスの提供が求められることから、プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援、アフターケアを実施する。

(3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業や母子家庭等就業・自立支援事業等により、きめ細やかな自立・就業支援を行うこととする。

また、生活保護受給者等就労自立促進事業へ移行することが望ましいと考えられる相談者については、次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業の説明や意向の確認を十分行い、福祉部門

担当コーディネーターと事前に相談・調整の上、事業参加申込書及び個人票 A を別に作成する。事業参加申込書及び個人票 A の書式は安定所の提示する内容に従うものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（以下「就労支援チーム」という。）の構成員として、相談者に対し安定所又は福祉事務所等において実施される面接に参画する。

面接終了後は、就労支援チームのケース会議に参加し、相談者に最も適した支援方針を決定する。

ウ 安定所と常に情報交換を行うなど、支援開始後も連絡調整が円滑に進むよう努めること。

エ 安定所から提供される安定所が行ったフォローアップ等の情報や、策定員がアフターケアを行うなかで把握した課題等を分析し、就業から子育て・生活支援まで様々な施策を適宜組み合わせることにより、ひとり親家庭が自立した状況を維持できるように支援を行う。

2 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行う。

3 状況の把握

策定員は、適宜、相談者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、必要に応じてプログラム及び自立支援計画書の見直しを行う。また、プログラム策定に基づく支援により既に目標を達成した相談者であっても、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じる。

4 関係記録の管理・秘密の保持

その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、相談者の秘密を保持する。

(関係機関との連携等)

第5条 策定員は、その業務を行うにあたって安定所その他関係部局、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。